

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 6 年 11 月 26 日

新潟市長 中 原 八 一

1 入札に付する事項

(1) 件 名	新潟市北区役所広告付き周辺案内地図設置
(2) 事業内容	「新潟市北区役所広告付き周辺案内地図設置仕様書」のとおり この入札は令和 7 年度分（12 ヶ月分）の総価での入札とします。 1 年未満の期間分の貸付料を納付する場合は、年間貸付料を 365 で除して得た額に貸付日数を乗じて計算した額を納付するものとする。 (円未満切り捨て)
(3) 契約の条項を示す場所	北区地域総務課
(4) 入札日時・場所	令和 6 年 12 月 20 日 11 時 新潟市北区役所 301 会議室 ただし、郵送で入札する場合は、書留郵便により令和 6 年 12 月 19 日 17 時まで（必着）に、3（2）の場所に提出してください。
(5) 貸付（設置）期間 貸付（設置）場所	案内地図設置にあたり、本市と市有財産賃貸借契約を締結していただきます。 貸付期間：令和 7 年 1 月 31 日から令和 12 年 1 月 30 日まで 設置場所：新潟市北区役所 (新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 14 号) 設置場所の詳細は仕様書のとおりとします。
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第 9 条及び第 10 条の規定により

	ます。
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるとき の措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(11) 予定価格	非公開
(12) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の入札参加資格者名簿に登録されているもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 1部
- (2) 提出先 新潟市北区地域総務課
新潟市北区東栄町1丁目1番14号
新潟市北区役所2階
電話 025-387-1125
ファクス 025-387-1020
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和6年12月11日
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日）

を除く)

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙様式第1号に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和6年12月4日
- (3) 提出先 3(2)に同じ
- (4) 提出方法 メールまたはファクシミリのみとします。
メールアドレス：chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp
- (5) 回答日 令和6年12月9日まで
- (6) 回答方法 ホームページへ掲載します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。質疑書には、返信用ファクシミリ番号またはメールアドレスを記入してください。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (6) 郵送により入札する場合は、次の要領に従って送付してください。
 - ア 入札書は、封筒に入れて固く封をします。
 - イ 入札書を入れた封筒には、入札日、件名、入札者の商号・名称を記します。
 - ウ 入札書を入れた封筒を、さらに別の封筒に入れ、「入札書在中」と朱書きの上、書留郵便により送付してください。
 - エ 入札案件が複数ある場合も、入札書は1件ごとに別々の封筒に入れます。
- (7) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札が無効とされた者、失格となった者は、再度入札に参加できません。
- (8) 予定価格以上で最高の価格で同額が2者以上ある場合は、くじ引きで落札者を決

定します。郵送入札者のくじは、入札事務に関係のない職員が引くものとします。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

7 その他

貸付物件の価格が上昇し、貸付料が不相当になったときは、貸付料の増額を請求することができるものとする。また、貸付料の改定るときは、納付金額及び納付期限を遅滞なく通知するものとし、落札者はこれに同意するものとする。